本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0012_改 1
提出年月日	2020年11月24日

基本設計方針に関する説明資料 【第8条 立ち入りの防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)
- ・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020 年 11 月 東北電力株式会社 赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通)の基本設計方針)

	(原子炉冷却系統施設(共通	1) の基本設計方針)	,
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6. その他 6.1 立ち入りの防止 発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、塀等の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。 【8条1】	差異無し
		保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。 【8条2】	
		発電所には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに 周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、 塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計、 又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする(た だし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明 らかな場合は除く。)。 【8条3】	
		管理区域、保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については、保安規定に基づき、その措置を実施する。 【8条4】	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第8条 立入りの防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(立入りの防止)						
第八条 工場等には、人がみ	発電所には,人がみだりに	発電所には,人がみだりに	該当なし	該当なし	基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通)
だりに管理区域内に立ち入	管理区域内に立ち入らない	管理区域内に立ち入らない			化	6.1 立ち入りの防止
らないように壁、柵、塀その	ように壁,柵,塀等の人の侵	ように壁、柵、塀等の人の侵				
他の人の侵入を防止するた	入を防止するための設備を	入を防止するための設備を				
めの設備を設け、かつ、管理	設け,かつ,管理区域である	設け、かつ、管理区域である				
区域である旨を表示しなけ	旨を表示する設計とする。	旨を表示する設計とする。				
ればならない。 <u>①</u> ④	【8条1】	① 【8条1】				
【解釈】						
1 第1項及び第3項に規						
定する「みだりに」とは、不						
注意又は知らずに容易に立						
ち入ることをいう。①④						
2 「工場等」とは、実用発						
電用原子炉の設置、運転等						
に関する規則第7条第1項						
第2号に規定する「工場又						
は事業所」のことをいう。①						
4						
2 保全区域(実用炉規則第	保全区域と管理区域以外	保全区域と管理区域以外			基準要求への適合性を明確	同上
二条第二項第五号に規定す	の場所との境界には、他の	の場所との境界には,他の			化	
る保全区域をいう。以下こ	場所と区別するため,壁,	場所と区別するため、壁、				
の項において同じ。) と管理	柵、塀等の保全区域を明ら	柵, 塀等の保全区域を明ら				
区域以外の場所との境界に	かにするための設備を設け	かにするための設備を設け				
は、他の場所と区別するた	る設計,又は保全区域であ	る設計、又は保全区域であ				
め、柵、塀その他の保全区域	る旨を表示する設計とす	る旨を表示する設計とす				
を明らかにするための設備	る。	る。				
を設けるか、又は保全区域	【8条2】	② 【8条2】				
である旨を表示しなければ						
ならない。24						
3 工場等には、業務上立ち	発電所には,業務上立ち入	発電所には,業務上立ち入			基準要求への適合性を明確	同上
入る者以外の者がみだりに	る者以外の者がみだりに周	る者以外の者がみだりに周			化	
周辺監視区域内に立ち入る	辺監視区域内に立ち入るこ	辺監視区域内に立ち入るこ				
ことを制限するため、柵、塀	とを制限するため、柵、塀等	とを制限するため、柵、塀等				
その他の人の侵入を防止す	の人の侵入を防止するため	の人の侵入を防止するため				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第8条 立入りの防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
るための設備を設けるか、	の設備を設ける設計、又は	の設備を設ける設計、又は				
又は周辺監視区域である旨	周辺監視区域である旨を表	周辺監視区域である旨を表				
を表示しなければならな	示する設計とする(ただし、	示する設計とする (ただし,				
い。ただし、当該区域に人が	当該区域に人が立ち入るお	当該区域に人が立ち入るお				
立ち入るおそれがないこと	それがないことが明らかな	それがないことが明らかな				
が明らかな場合は、この限	場合は除く。)。	場合は除く。)。				
りでない。34	【8条3】	③ 【8条3】				
【解釈】						
3 第3項に規定する「当該	管理区域,保全区域及び周	管理区域,保全区域及び周			運用担保事項の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
区域に人が立ち入るおそれ	辺監視区域における立ち入	辺監視区域における立ち入				6.1 立ち入りの防止
がないことが明らかな場	りの防止については、保安	りの防止については、保安				
合」とは、河川、沼、湖、海、	規定に基づき、その措置を	規定に基づき、その措置を				
断崖等で当該区域の境界が	実施する。	実施する。				
設定されているような場合	【8条4】	④ 【8条4】				
であって、当該区域に人が						
立ち入るおそれがないこと						
が明らかな場合をいう。③						
4						

【第8条 立入りの防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	第8条(立入りの防止)						
1.	1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方						
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
1	管理区域内への立ち入り の防止のための設備	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1 2	_		
2	保全区域と管理区域以外 の場所との境界を区別す るための設備	同 上	2	Ι	_		
3	周辺監視区域内への立ち 入りを制限するための設 備	同上	3	3	_		
4		出入管理等については, 保安規定で 担保する旨を記載している。	1 2 3	1 2 3	_		
2.	. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方						
۷٠	以直川 引个人 グブラウ 一条 一		/				
No.	項目	考え方	/		添付書類		
No.	項目 なし	考え方			添付書類		
No.	項目 なし				添付書類		
No.	項目 なし 設置許可添八のうち,基z 項目	考え方			添付書類		
No. 3. No.	項目 なし 設置許可添八のうち,基2 項目 なし	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方					
No. 3. No.	項目 なし 設置許可添八のうち,基z 項目	考え方 は設計方針に記載しないことの考え方 考え方					
No. 3. No.	項目 なし 設置許可添八のうち,基2 項目 なし 詳細な検討が必要な事項	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 書類名					
No. 3. No. 4. No. a	項目 なし 設置許可添八のうち,基本 項目 なし 詳細な検討が必要な事項 工場又は事業所の概要を	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 考え方 書類名 明示した地形図					
No. 3. No. 4.	項目 なし 設置許可添八のうち,基2 項目 なし 詳細な検討が必要な事項 工場又は事業所の概要を 主要設備の配置の状況を	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 書類名 明示した地形図 明示した平面図及び断面図	ī		添付書類		
No. 3. No. 4. No. a	項目 なし 設置許可添八のうち,基本 項目 なし 詳細な検討が必要な事項 工場又は事業所の概要を 主要設備の配置の状況を 人が常時勤務し、又は頻繁	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 書類名 明示した地形図 明示した平面図及び断面図 繁に出入する工場又は事業所内の場所	ī 所における	が線量に関っ	添付書類		
No. 3. No. 4. No. a b	項目 なし 設置許可添八のうち,基2 項目 なし 詳細な検討が必要な事項 工場又は事業所の概要を見 主要設備の配置の状況を見 人が常時勤務し、又は頻繁 管理区域の出入管理設備が	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 書類名 明示した地形図 明示した平面図及び断面図 繁に出入する工場又は事業所内の場所	ī 所における)線量に関	添付書類		
No. 3. No. 4. No. a b c	項目 なし 設置許可添八のうち,基2 項目 なし 詳細な検討が必要な事項 工場又は事業所の概要を見 主要設備の配置の状況を見 人が常時勤務し、又は頻繁 管理区域の出入管理設備が	考え方 本設計方針に記載しないことの考え方 考え方 書類名 明示した地形図 明示した平面図及び断面図 繁に出入する工場又は事業所内の場所	ī 所における	が線量に関っ	添付書類		